

周防大島町告示第55号

平成27年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年6月4日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成27年6月11日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

新山 玄雄君

小田 貞利君

松井 岑雄君

久保 雅己君

○6月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

魚原 満晴君

平成27年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成27年6月11日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成27年6月11日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成26年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第2号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 動産の買入れについて(平成27年度周防大島町公用車(塵芥車)購入)
- 日程第10 議案第5号 動産の買入れについて(平成27年度水道メーター購入)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成26年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第2号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 動産の買入れについて(平成27年度周防大島町公用車(塵芥車)購入)
- 日程第10 議案第5号 動産の買入れについて(平成27年度水道メーター購入)

出席議員(15名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 平川 敏郎君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |

5番	荒川	政義君	6番	中本	博明君
8番	今元	直寛君	9番	尾元	武君
10番	平野	和生君	11番	吉田	芳春君
12番	濱本	康裕君	13番	新山	玄雄君
14番	小田	貞利君	15番	松井	岑雄君
16番	久保	雅己君			

欠席議員（1名）

7番 魚原 満晴君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	福田 美則君	議事課長	中村 和江君
書記	岡本 義雄君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	西本 克也君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	奈良元正昭君
産業建設部長	池元 恭司君	健康福祉部長	松本 康男君
環境生活部長	佐川 浩二君	久賀総合支所長	松田 博君
大島総合支所長	佐本 洋二君	東和総合支所長	迎 智可志君
橘総合支所長	青木 一郎君		
会計管理者兼会計課長			木村 秀俊君
教育次長	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
総務課長	佐々木義光君	財政課長	中村 満男君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成27年第2回周防大島町議会定例会を開会します。

魚原満晴議員から、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、田中隆太郎議員、4番、広田清晴議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月4日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月19日までの9日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月19日までの9日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降、本日まで議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月・4月・5月実施分）と定期監査（3月・4月・5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布しております。

次に、陳情・要望については、1件を受理いたしました。議会運営委員会にお諮りいただき、陳情・要望第24号集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行わないことを求める意見書の提出に関する要請は、議員配布として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について、去る5月26日、27日に、中野サンプラザホールで、全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、松井副議長と私、久保が出席いたしました。初日に、「これからの町村議会を考える」と題したシンポジウムでは、北海道福島町議会など5つの町議会の議会改革への取り組み事例の発表があり、会場からも質疑が行われま

した。

2日目は、「日本の健康の鍵は農村・漁村が握る」と題し、関西大学の白石真澄教授が講演されました。規模が小さくともそれぞれの地域が個性豊かに文化や歴史を維持し、そこに働く場を確保し、若者にとっても魅力ある地域であり続けることが日本の国土にとって大きなことである。若者が子供との時間を持ちたいと職住近接で生活するライフスタイルを求めており、そのようなライフスタイルに魅力を感じる人、価値観を共有する人と人とのつながりを持って、企業ではなく人を誘致すれば地方が活性化する、また、確実な情報は口コミであるなどのお話は大変興味があるものでありました。

次に、山口県町議会議長会の行政視察研修は、7月29日から31日まで佐賀県白石町と長崎県小値賀町が予定されています。白石町は平成17年1月に3町が合併して誕生した町で、米と麦を中心に、レンコン、タマネギ、レタスなどが栽培され、農産物の宝庫となっています。

また、小値賀町は五島列島の北端に浮かぶ小さな島で、西海国立公園の指定を受け、恵まれた自然を生かした島暮らしの体験型観光を推進しています。両町の町の特性を生かした取り組みを勉強してまいりたいと思っております。

次に、山口県町村議会議長会主催による議会実務研修会が8月27日木曜日に山口市で開催される予定であり、全員の参加をお願いするところであります。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月21日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ、7月28日火曜日にベルゼで実施することとしました。全員の参加をお願いするところであります。

次に、町人会関係につきましては、5月23日の東京大島ふるさと会へ、広田清晴議員、松井岑雄議員と私、久保が出席いたしました。町の最新の情報を届けるとともに、旧交を温めてまいりました。

また、広島・周防大島町人会が7月5日日曜日に開催されます。その出席について、各常任委員会より2名、計6名の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員長さんにおかれましては、本日中に事務局へ参加者の報告をお願いいたします。

議員派遣の件につきましては、御決議いただくことといたしております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から、行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 改めまして、おはようございます。本日は、平成27年第2回周防大島

町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多忙の中を御参集賜り、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げたいと思います。

1件目は、空き家対策についてであります。

御承知のとおり、去る5月26日に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたところであります。この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の有効活用を促進し、公共福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に制定されたものであります。

本町では、同様の目的であります「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」が議員提案により可決成立し、平成25年4月1日から施行されているところであります。

国土交通省からは、この特別措置法の全面施行にあわせて、特定空家等に対する措置の適切な実施を図るためのガイドラインが公表されまして、特定空家等の判断の参考となる基準等及び特定空家等に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方が示されたところであります。

これを受けまして、町といたしましては、先に申し上げました周防大島町空き家等の適正管理に関する条例の特色でもあります自治会等を巻き込んだ空き家対策といった面はそのまま残し、法の主旨に沿った改正作業を現在行っているところであります。6月中に国・県の説明会等も予定されておりますので、この説明も参考にし、次期定例会に改正案をお諮りしたいと考えております。

一方で、もう1つの目的でもあります空き家の有効活用についてであります。空き家バンクへの登録物件はなかなか増加するには至っておりません。本年度からは、自治会からの情報提供により空き家バンクへ登録された場合には、自治会に対し1件当たり2万円の報奨金をお支払いする制度もスタートさせましたが、現在2件の登録にとどまっております。

また、今年度、若者の定住促進を図る住宅団地の適地調査費を予算化いたしまして、調査に向けて今準備を進めているところであります。しかしながら、町外からの移住者に加えまして、町内の在住者の定住に対する住まいのニーズは高く、その需要にこたえられていないのが現状であります。

このような状況を踏まえまして、町が直接空き家を買上げるか、もしくは町が直接空き家を借り上げる、そしてまた、必要があればリフォームも行い、安価に提供するといったことを検討するよう職員に指示したところであります。

また、現在、お試し暮らしの住宅として1戸ほど用意をいたしておりまして、1週間1万円で、

最長4週間のお試し暮らしを行っておりますが、これとは別に、空き家となっております教職員住宅を活用して、数カ月の、または1年以内ぐらいのお試し住宅数戸を整備し、これも検討をさせているところであります。

既存の法制度の中で可能な方法、財源の問題など、大胆な発想で、町内に30%を超えると言われております空き家をいかに有効に活用し、地方創生、定住につなげるかを真剣に考える必要があると思っております。

今申し上げました件につきましては、移住者向け、そしてまた、子育て世代が住宅を建設するため用の用地、そして、さらには移住者とか町内の在住者で、なおかつ住宅が必要だという方それぞれに対応できるようなシステムにしていかなければならないというふうにも考えておるところでございます。

議員各位におかれましても、さまざまなアイデア、情報を提供いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、周防大島町地域見守りネットワーク事業に関する協定の締結について、御報告いたします。

去る6月1日、配達や検針などの業務を行っている民間事業者と町との間で、「周防大島町地域見守りネットワーク事業に関する協定」を締結いたしました。この協定は、町が民間事業者の協力を得て、町内の高齢者や障害者、子ども等の見守り活動を行い、配達業務などの際に高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を町、または消防署や警察署に連絡してもらうというものであります。

誰もが住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりを目的としており、協定締結事業者は、日本郵便株式会社、新聞販売店、山口県LPガス協会周防大島支部、町簡易水道検針業務受託者、中国電力株式会社柳井営業所、生活協同組合コープ山口など6事業関係、84の事業所及び個人でございます。

6月1日の調印式では、代表の15事業者と協定を取り交わし、当日出席できなかった生活協同組合コープ山口とは6月4日に協定を締結いたしましたところであります。

今後も町内外の事業者はこの事業への参画をお願いし、見守りネットワークの拡充に努めてまいりたいと考えております。

3件目の報告でございますが、ニホンアワサンゴに関する平成26年度の国、県事業について報告いたします。

平成25年2月28日環境省告示第10号をもって、本町内の海域の一部が瀬戸内海国立公園、これは山口県地域でございますが、の海域公園地区に指定されました。海域公園区域に指定を受けましたのは、牛ヶ首海域公園、地家室海域公園、沖家室海域公園及び伊崎海域公園で、総面積

56.4ヘクタールは既に御案内のとおりであります。

この指定は、瀬戸内海では初めての指定になることから、国・県では平成26年度にニホンアワサングの保全と活用について関連事業を実施したところであり、その概要について行政報告をさせていただきます。

まず、国、これは環境省でございますが、この国の直轄事業についてであります。

地域の自然や社会状況を熟知した地元の住民団体等によりまして、地域の実情に対応した迅速できめ細やかな自然環境保全活動を推進し、国立公園の管理のグレードアップを図ることを目的として、海底ごみの堆積状態の調査、ダイバー等による海底清掃、海岸清掃、船による大型ごみの運搬、ごみの処分を実施するマリンワーカー事業として400万円が予算措置され、海中清掃を平成26年7月21日「海の日」に、そして、周防大島アワサング協議会や、地元自治会や県庁中山間応援隊などによる海岸清掃にあわせて、海域公園地区内の海中清掃、これは事業費100万円ではありますが、これの実施及び旧地蔵小学校付近の現地に、海域公園地区の表示看板、これは事業費159万円ではありますが、これを設置いたしました。

また、環境省中国四国地方環境事務所が海域公園地区を紹介するパンフレットを1万2,000部を作成し、町内各観光施設に備えつけております。本日は議員各位のお手元にも配布させていただいております。

次に、エコツーリズム事業として270万円の予算措置があり、海域公園の象徴でもありますニホンアワサングを軸とした自然資源の保全と適正な利活用を図る観点から、周防大島でのエコツーリズム利用及びエコツアープログラムを検討するため、「周防大島エコツーリズム推進検討会」を設置し、5つのプログラム案の提案がありました。この中から1つを選び、本年1月下旬に企画主催を環境省の試行ツアーとして「周防大島エコツアー」を実施したところでございます。

なお、本検討会で協議した5つのプログラム内容を参考にして、本年度、27年度であります。本年度は周防大島ニホンアワサング協議会の主催にてモニターツアーを開催予定といたしております。

次に、県の事業についてであります。

県自然保護課関係では、生態系保全対策事業、これは、事業費は旅費や謝金など約86万円となっておりますが、生態系保全対策事業として、環境省の生物多様性保全推進アドバイザーを務め、サンゴの生態に詳しい黒潮生物研究所、これは高知県の大月町にあります。この元所長の岩瀬文人さんをコーディネーターとして派遣を受けまして、海域公園内の海中を含め現地調査をされました。

その調査はサンゴの生態や分布状況をもとに報告書にとりまとめられ、本年1月25日、周防大島アワサング協議会主催の「周防大島自然環境シンポジウム」にて基調講演やパネルディスカ

ッションに参加いただきました。

次に、県中山間地域づくり推進課関係では、「やまぐちスロー・ツーリズム推進事業」として、未利用資源を活用した新たなツーリズムの創出に、ツアー募集経費の助成、これは上限38万円ですが、この助成、そして、この公募に町内のNPO法人自然と釣りのネットワークが選定され、1泊2日のモニターツアーを企画し、その状況は新聞でも紹介されたところでもあります。

最後に、本町協議会では、ニホンアワサングについて、「守る」、「広める」、「学ぶ」、「活かす」の4つの取り組む事業を記述するアクションプログラムや県自然保護課の指導・アドバイスを受けて町全体・白木半島において、アワサングを活用した地域振興の環境保全に取り組む意義、方向性等について記述した「アワサングを活用した地域交流計画」を策定いたしました。

以上、平成26年度アワサング関係の国、県の事業概要についての報告でございます。

4件目は、竜崎温泉「潮風の湯」入浴回数券の引換えについて報告をさせていただきます。

昨年度、旧橘町及び合併後の周防大島町で発行いたしました入浴回数券にかわる新回数券を大人券1万5千枚、子供、65歳以上及び障害者券それぞれ5千枚ずつ計3万枚を印刷し、昨年10月から各総合支所、商工観光課及び竜崎温泉において新回数券への引換えを行ってまいりました。

これまでに、昨年10月、今年1月の町の広報紙における周知や竜崎温泉において引換えの促進などを行った結果、本年3月末までに大人1,321枚、子供4枚、65歳以上5枚の計1,330枚の回数券を引換えております。しかし、数の上ではまだまだ相当の回数券が引換えられていないと思われますので、今後も周知を図り、更なる引換えの促進を行いたいと考えております。

5件目でございますが、平成26年度周防大島町各会計決算見込みについてであります。

平成26年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は約6億1,000万円の黒字が見込まれる状況にあり、また、特別会計につきましても黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。

これは、まさに町民の皆様、議員各位の御理解と御協力の賜物であり、感謝申し上げる次第であります。

現在は、決算書の調整作業を進めておりまして、公営企業局企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率を初めとする財政健全化判断比率を御報告させていただき予定といたしております。

以上、行政報告5件を報告とさせていただきます。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、繰越明許費繰越額の報告、補正予算に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの2件、動産の買い入れについて2件、合計6件であります。

報告第1号は、平成26年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整を行いましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、平成27年度一般会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に5,420万円を追加し、予算の総額を141億3,720万円とするものであります。

議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正は、久賀・大島地区下水道整備事業の終末処理場の整備に伴い、棕野簡易水道の給水区域を一部追加するものであります。

議案第4号は、公用車、東和地区のじん芥車であります。これを買い入れるもの、議案第5号は、水道メーターをそれぞれ買い入れるための契約締結について、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、地方自治法の規定によりまして、町が出資しております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセントとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をお手元に配布をいたしておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、報告第1号平成26年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第1号平成26年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

平成26年度の繰越明許費につきましては、去る第1回定例会におきまして御議決をいただいたところであり、これにつきまして歳出予算の繰り越しを行いましたので、お手元に配布のとおり地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、御報告いたします。

一般会計におきまして、繰越限度額4億8,690万7,000円に対し、4億8,570万

4,000円を繰り越しております。その主なものは、プレミアム付商品券発行事業等、さきの定例会において御議決をいただきました地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業でございますけれども、各事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますとおりですので、御高覧いただきますことをお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保 雅己君） 以上で、執行部の報告を終わります。

日程第6. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に5,420万円を追加し、予算の総額を141億3,720万円とする補正を行うものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。7ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、個人番号カードの交付事務に係る補助金639万7,000円を新規に計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金は、軽費老人ホーム「慈光荘」の設備整備に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,099万2,000円を新規に計上するものでございます。

14款県支出金2項県補助金7目教育費県補助金は、いずれも宿泊体験学習に係る補助金であり、小学生を対象とするふるさとやまぐち生活体験活動推進事業補助金15万5,000円、中学生を対象とする中学生ふるさと民泊学習推進事業補助金18万円をそれぞれ新規に計上するものでございます。

3項県委託金5目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園指定管理料を33万7,000円追加計上するものでございます。

8ページ、17款繰入金は、財政調整基金を918万9,000円取り崩しての財源調整をしようとするものでございます。

19款諸収入4項雑入2目雑入は695万円の計上でございます。財団法人自治総合センター自治宝くじ助成金410万円は、宝くじ助成事業の決定通知を受けたことによる新規の計上でございます。災害共済金は、公用車の事故に伴う共済金40万円を、地域介護・福祉空間整備等交付金返還金は、グループホームの転用に伴う事業者からの返還金188万5,000円を、次世

代自動車等促進対策費補助金は、電気充電式自動車購入に係る補助金56万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に歳出でございます。9ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費は、全国移住ナビ用PR映像制作業務の委託料73万8,000円の新規計上でございます。これは、総務省が地方創生関連事業として創設するサイト「全国移住ナビ」に掲載する映像作成を委託するもので、全国全ての自治体が参加することとなっており、財源は特別交付税において措置される予定でございます。

7目支所・出張所費では、大島支所、東和支所、橘支所経費において、地域の要望に対応するため、小規模施設整備事業補助金をそれぞれ追加計上するものでございます。

9目地域振興費は、コミュニティ施設「屋代山泉センター」の消防設備の修繕費8万4,000円、また、久賀棕野地区及び橘地区自治会連絡協議会から事業申請のありました自治宝くじ助成事業につきまして、財団法人自治総合センターより助成の決定通知がありましたので、助成金450万円を新規に計上するものでございます。

10ページ、2項徴税費2目賦課徴収費は、公用車の事故破損に伴う車両更新の経費257万1,000円を新たに計上するものであります。破損状態も含め、現有車両の状況を考慮し、更新することが適当と判断した上で、近年の自動車環境の情勢から、この際、クリーンエネルギー自動車として電気自動車を購入しようとするもので、これに伴うコンセント設置工事費4万9,000円もあわせて計上をしております。特定財源96万5,000円は、災害共済金及び次世代自動車等促進対策費補助金でございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、橘総合支所に配置しております契印機が不具合の状況にあり、これを更新するための備品購入費21万6,000円を計上するとともに、個人番号制度に伴う通知カード及び個人番号カードの関連事務を地方公共団体情報システム機構へ委託するための交付金について、歳入と同額の639万7,000円を新規に計上するものでございます。

11ページ、3款民生費1項社会福祉費5目介護保険対策費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、事業要望がありました軽費老人ホーム「慈光荘」のスプリンクラー整備事業につきまして、国からその内示を受けたことから、補助金と同額の3,099万2,000円を新規に計上するものでございます。

また、償還金188万6,000円は、平成22年度に補助金を受けスプリンクラーを整備したグループホームが、このたび有料老人ホームに転用することとなり、補助金返還の必要が生じたため、事業者より返還金を受け、これを償還する経費の計上でございます。

2項児童福祉費4目保育所費は、久美保育所において職員の急遽の退職に対応するため、臨時

保育士の雇い入れ賃金168万円を追加計上するものでございます。

6款商工費1項商工費3目観光費は、県からの片添ヶ浜海浜公園指定管理料が増額されたため、歳入と同様に片添ヶ浜公園管理業務委託料を増額計上するものでございます。

12ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、自然宿泊体験補助金39万9,000円の新規計上でございます。これは、中学生が町内で民泊体験学習を通じて、生徒の豊かな人間性や社会性を育む取り組みを行おうとするもので、本年度は安下庄中学校2年生を対象に実施する予定としております。

以上が、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 歳出9ページ、宝くじ助成事業で、助成金450万円の用途について詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 宝くじ助成事業450万円の内容についての御質問ですが、先ほど申し上げましたように、久賀地区と橘地区の自治会連絡協議会から要望が出ました。久賀地区につきましては、防災関連備品、それから、橘地区につきましてはコミュニティ備品をそれぞれ購入したいということでの申請を受けまして、このたび交付決定がございました。

久賀地区については防災備品ということで、ソーラー型の発電機とか、それで持ち運びのできる、そういったもの。それから、橘地区についてはコミュニティ備品として、それぞれの自治会で活用するいろんな備品を購入するという計画でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点が、国庫支出金、7ページです。個人番号カード交付事業補助金639万7,000円についてであります。

御承知のように今、年金漏えい問題が全国的な問題になっております。情報問題が、漏出したと。そういう中で今、国の言うままになると、この10月にも住民のほうに個人通知で、それで実際的には、今現在、全国的に言えば、事業者含めてですが、4パーセントぐらいの準備状況か、そういう中で、あえて国は、そのまま今の状況、例えば住民のほうに10月にはお知らせすると、それで、来年以降一部導入という格好になっておるのが法律ではないかというふうに見ておりますが、その点でどういうふうに認識しておるか聞いておきたいと、それが1点です。

それと、もう1点が、今、既に御承知のように、国は、この法律ができてまだ試行の段階にもかかわらず、実際的には枠を広げる、預金口座とか。もともと災害とかそういう部分だけですよと言ったのが、今国会において、実は枠を広げるための法律提案がされておるとというのが新聞等でわかると思います。

それで、実際そういうようなことをやると、ますます漏えいの恐れが、部分的出発から始まると同時に、今の部分で実際的には漏えいがかなり私は厳しくなってくるんじゃないかなと、される要素が大きくなっていくというふうに考えますが、この部分は、地方自治体の長としてどういうふうに考えておってのか聞いておきたいというふうに思います。非常に危険だと、今から先のサイバー攻撃は非常に、いわゆる全国に広がっていく被害が大きいと。

それで、もう1つは、これが何で急がれるのかということにすごい疑問を持っております。ニュース等を見てもみますと、今回のマイナンバー制度で財界等が要請している部分、景気回復、全国で3兆円という例えば数字が出されております。また、そういう大企業等で実際的には5月に先に内閣総理大臣みずから財界に報告しちよるという事例もあります。本末転倒ではないかなというふうに考えております。

その点で、このマイナンバー制度の今の状況と、漏えいと、その部分について、やっぱり自治体としては、町民に責任を負うわけですから、その点で聞いておきたいというふうに思います。これが1点目です。

それと、先ほど総務部長のほうから介護保険対策費について補足説明がありました。平成22年、グループホームで申請しちよったものが、グループホームから老人ホームに変更することによって、実際的には町を通じて返還するということになっておるそうですが、実際的には、町を経由するというのは、補助金の性格から逆にそういう流れになっておるとい状況なのかどうか聞いておきたいというふうに思います。

また、民生費では、久美保育所が、これは1人分と思われませんが、賃金、いわゆる職員の退職に伴い賃金ということで組まれておると思いますが、実際的には、その久美保育所の今年度の体制は、所管課のほうはわかるかどうか、わかっている範囲で聞いておきたなというふうに思います。よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 1件目の個人番号カードの交付金の補正の関係ですけど、これは、先ほど申しましたように、地方公共団体情報システム機構へ、この個人番号カードを交付していただく、これの事務の交付金、国から補助金が入ってきまして、これを委託する経費として歳入歳出同額を予算計上させていただいているところでございますが、今、年金の情報漏えい等々に絡めての御質問がございまして、今回の補正で議論すべき問題かどうかは別といたしましてなん

ですけれども、そういった状況にあるということは私ども承知はしておりません。

なおかつ、マイナンバー制度の枠を広げる法案が国会に提出されておるといことも承知しておりますが、私ども町といたしましては、当然情報漏えい等に、町のシステム的には、非常にそういったことにはちゃんとしていかなきゃならないということは認識をしておりますけれども、この法に基づく事務処理を町としては粛々で行う必要があるということでの補正予算の計上であるということは御理解いただきたいと思ひます。

○議長（久保 雅己君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） 広田議員さんから、ただいまグループホームから老人ホームということで返還金の補助金の性格はということですが、これは町を経由します間接の補助という性格のものでございます。

それから、保育所の27年度の体制ということでございますが、所長が1名、それから、保育士3名、調理師1名、計5名の体制でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 御承知のように、議論の場というのがどういう状況であれ、それにかかわるもの、かかわるといのは、その影響が出る部門については、やっぱり地方自治体の議員といえども物は言うべきだという立場で今まで質疑を行ってきました。それを前提にしちよきたいと思ひますが、今回の年金漏えいについては、御承知のようにブロックごとに流れておるといのが一つの特徴ではないかというふうに見ちよります。

そしてまた、それが数カ所という格好で報道もされております。そういうときに、今回の国庫補助金で入ってきた金の支払い方、いわゆる今まででしたら町が委託すべきところ、そこに支払うと、町から。今度は、例えばブロックごとにお金をはじいて、その中で納めていくということも言われておりますが、その辺、支払い方について承知しているのかどうなのか。

また、直接委託ならそれで答弁していただいでいいですし、ブロックごとで計算式があつて、それで支払うていくということになれば、ブロック単位で言えば、どういブロックで計算して支払うていくということがわかれば、ちよつと答弁を求めておきたいというふうに思ひます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） この委託料の支払い方法といひますか、計算の根拠という御質問だろうと思ひますけれども、まず、この委託先につきましては、地方公共団体情報システム機構、ここに一括、全国の地方公共団体全てがここでしかこの番号カード等の交付はできないという、ここ1カ所、1つの組織に委託することとなっております、全国の市町村が。ですから、これに対して委託料をお支払いする、契約するということになります。

これの金額の算定なんですけれども、これは、今概算での金額が通知されておりますけれども、

基本的には人口等を勘案した金額の積算ということになるというふうに私ども承知をしております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論採決は最終日いたします。

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてと日程第8、議案第3号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号及び議案第3号につきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

ニホンジカやイノシシなどの鳥獣において、急速な生息数の増加や生息域の拡大により、希少な植物の食害等、生態系への影響や農林水産業、生活環境への被害が深刻な状況となっているところでございます。

しかし、鳥獣捕獲の中心的な役割の狩猟者は減少・高齢化しておりまして、担い手の育成や確保が課題となっているところでございます。

このような状況を踏まえて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律について、新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入するなど、鳥獣の生息状況を適正化するための対策を講じるための改正が行われ、法律の名称が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に変更となりました。

したがいまして、改正法の施行に伴い、周防大島町手数料徴収条例別表中の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年5月29日から適用しようとするものであります。

次に、議案第3号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本議案は、平成26年度より実施しております久賀・大島地区下水道整備事業の終末処理場の

整備に伴い、本施設等へ給水するため、本条例第2条の別表に定める棕野簡易水道の給水区域を一部追加するものでございます。

なお、附則として、この条例は平成27年7月1日から施行しようとするものであります。

以上が、議案第2号及び議案第3号の補足説明でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第3号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時35分まで。

午前10時23分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

.....

日程第9. 議案第4号

○議長（久保 雅己君） 日程第9、議案第4号動産の買入れについて（平成27年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第4号動産の買入れ（塵芥車購入）について、補足説明をいたします。

本案の動産の買入れにつきましては、平成15年に購入し、一般廃棄物収集運搬業務に使用してまいりましたじん芥車、これはパッカー車でございますが、について、その更新を行い、収集運搬業務のより円滑な推進を図ろうとするものであります。

去る5月25日に町内業者11社による指名競争入札の結果、周防大島町大字森の山下モーターズが955万円で落札いたしました。この落札価格に消費税の額を加えた1,031万4,000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに、納車は平成28年3月18日までに、大字森933番地1、これは旧東和庁舎車庫でございますが、といたしております。

これにより、合併後計画的に進めてまいりました旧町のじん芥車の更新は全て完了いたします。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重なるご審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） じん芥車には平素大変お世話になっていますが、それでは何点かお尋ねいたします。

現在、じん芥車は何台所有しておりますか。また、今回買いかえをするじん芥車は何年使用しておりますか。それと、じん芥車の耐用年数についてお伺いいたします。

それと、どこに配置するのかが説明がありましたですかね。それと、入札の金額が20万円程度であります。これは各業者の入札のレベルが上がっているというふうに解釈してよろしいのかどうか、お伺いいたします。

それと、じん芥車とパッカー車との違いを説明していただきたいと思っております。

それと、レンタルでやっている自治体もあるようでありますけれども、そのレンタルで経費節減とか、いろんな面で検討をされたのかどうか、お伺いいたします。

それと、古いじん芥車、買いかえるのですけれども、その後はどのように今後は、当然廃車になるんでしょうけれども、下取りとっていただくとか、あるいは何かほかのところで有効活用をし

ていただくとかいうようになるのかどうなのかについてお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 今の御質問でございますけども、今、じん芥車が何台町内にあるかということでございますが、今8台で運行してもらっております。

じん芥車の耐用年数といいますか、それが何年であるかということでございますけども、町のほうとしましては、10年をたつて、なおかつ10万キロ以上走行距離があれば、その辺の提案を、次の更新の検討ということにしております。

じん芥車とパッカー車の違いはということでございますが、これは同じと解釈しております。

あとは、レンタルのほうで検討をしたのかということでございますけども、そのようなことは今、町の担当課のほうでは検討はしておりません。

あと、今現在のこの車の下取りとかという話でございますけども、今ある車を下取りに出しまして、新たな車に更新しようとしております。その下取り車がその後どうなるかというのは私のほうではわかっておりませんので、その辺はよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 1点、レンタルとの考え方なのですけども、今回のパッカー車の購入につきましては、財源で合併特例債を活用しております。したがって、レンタルよりは購入のほうが財源的に有利という判断をしております。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） それと、入札金額が拮抗しているというような状況ですけども、1,000万円という金額は、車は特殊車であるのでそういう問題もあるかもしれませんが、余り差が出ないというような状況で、逆に言えばもうけが出ないということか、その辺のところはよくわかりませんが、どのように提案されているのかによって金額が、業者のほうではじき出す算出根拠等があるかと思っておりますので、その辺はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 今回のパッカー車の設計金額、幾らかと、どういった形で根拠を示すということで、パッカー車のほうでは、設計価格につきましてはメーカー2社から見積もりを徴収いたしまして、今、低いほうの価格を採用しております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。今回もそうですが、動産の買い入れの入札は、

郵便入札でなく、当日入札会場で応札という方法となっておりますが、今回もその方法だと思っておりますが、今後こういう動産の買い入れ、これも郵便入札でなく、当日応札という形をとるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今のところこの方式で引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 郵便入札の基準というのが第2条に要綱があったと思うのですが、これは町長が判断して決めるとなっちゃった記憶があるのですが、部長が答えられたのですが、町長はいいですか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 入札に出す頻度というのは非常に少ないということと、やはり、実際に入札をする指名業者さん、言うなればモータース屋さんなんですが、言うなれば建設業者さんのように、たびたびしょっちゅう入札があるということになって、言うなればそれに慣れてないということも多分あるのではないかと思いますし、それで、建設業者さんの場合は、そこに集まって顔を合わせながら入札書を入札箱に投入するというふうなことが、反対に談合とかにつながるのではないかというふうなこともあってこのような制度になったのではないかと思っております。

この車等、物品の購入につきましては、そのようにたびたびあるものでもないし、そして、制度的にまたそれぞれの自動車の販売業者さんがこの入札にどこまで習熟されておるかということもありますので、今のところはそう回数も少ないということから、動産の買い入れについては今までのとおりでいきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号動産の買入れについて（平成27年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号

○議長（久保 雅己君） 日程第10、議案第5号動産の買入れについて（平成27年度水道メーター購入）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第5号、動産の買入れ（水道メーター）について補足説明をいたします。

平成27年度水道メーター購入に係る物品購入契約の締結につきまして、去る5月25日に10社による指名競争入札を行った結果、広島市の東洋計器株式会社の広島事務所が362万8,360円で落札いたしました。入札率は54.15%でございます。この落札価格に消費税を加えた391万8,628円で物品購入契約を締結しようとするものであります。

物品購入契約の概要でございますが、計量法に定める特定計量器のうち、積算体積計に類する水道メーターにおいて、法定有効期間8年でございますが、この満了日が到来するものについてメーター交換の必要があり、水道メーター2,317個を購入するものでございます。

内訳といたしましては、口径13ミリメートルが2,200個、口径20ミリメートルが89個、口径25ミリメートルが11個、口径40ミリメートルが8個、口径50ミリメートルが4個、口径50ミリメートルのフランジつきが2個、口径50ミリメートルのフランジつきで遠隔・電子式が1個、口径75ミリメートルのフランジつきが1個、口径100ミリメートルのフランジつきで遠隔・電子式が1個となっております。

なお、参考までに、物品の納入期限は契約の日の翌日から平成27年12月18日までとしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、町議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議員の皆さん方も毎回水道メーターについてはいろいろ思うところがあるかというふうに思いますが、今回も実際的にはこういう入札結果です。

そこで質疑をしておきたいのは、実際水道メーターをつくることのできる入札業者は3社なのかどうなのか。例えば、こことこことこは実際的にはつくることできますよという会社は実際的にどこなのか。それで、つくることのできない会社からすれば、競争力をいかに発揮しようとも、実際的にはとれないというのが通常社会の理屈というふうに思われますが、どのように考えておられるのか聞いておきたいというふうに思います。それが1点です。

それともう1点が、実際的に、それじゃ今度は納入を受けて、それで各所に設置する。今回の入札価格は設置も含めての価格というふうに考えておりますが、その点でよいのかどうか。すると今度は、設置については、実際的には昨年度の場合はどうなのかという疑問が出るので、あくまで今回の分は納入だけですよという格好で、今から設置については、例えば金額ベースがありますから、金額で随契にふさわしいとか、入札にふさわしいとか、いろいろなランクがあると思いますので、改めて聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 今回の入札価格の設定でございますけども、設置を含めたものかどうかということでございますけども、これは購入のみの価格になっております。

メーカーにつきましては、今現在、今入札参加しておる業者につきましては全て、3社ができるということになっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的には入札に入るけど、競争力をいかに発揮しても、実際的には対等な競争はできないような状況があるという点を念押ししちよきたいというふうに思います。

言いますのが、実際的に入札に入ることそれ自体が業者からしたらかなりのプラスになる場合もあるし、入れない業者からしたらマイナスがあるかもわかりませんので、その点は明らかにしちよきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号動産の買入れについて（平成27年度水道メーター購入）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の議会は6月19日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時54分散会
